

**「(仮称)滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」準備企画業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 委託する業務の目的および内容

別添「(仮称)滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」準備企画業務委託仕様書参照

2 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 予定価格
8,930,000円(消費税および地方消費税(10%)を含む)

3 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同企業体(JV)であること。共同企業体(JV)の場合は、その構成員が上記(1)から(4)の要件を満たしてしていること。

【営業種目】次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類:役務

中分類:イベント

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

4 説明会の開催について

説明会は開催しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の(1)から(5)までの書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。なお、(2)企画提案書および(4)概算見積書は電子メールでも提出すること。

宛先／ E-mail:fd0003@pref.shiga.lg.jp

- (1) 参加申込書(様式1)1部
※共同企業体(JV)の場合は、構成員すべての参加申込書を提出するとともに、すべての構成員間の責任分担・取決め内容がわかる共同企業体(JV)協定書の写し(様式任意)を1部提出すること。
- (2) 企画提案書
 - ア 体裁および部数
体裁:A4 様式は任意とし、枚数は制限しないが、10～15ページが望ましい。
部数:7部
 - イ 内容

次に掲げる事項について、8(3)に掲げる評価項目に基づき、具体的な実施方法や内容を記載すること。また、本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について、併せて記載すること。

(ア) 事業実施体制(組織体制、実施責任者、担当者、業務提携事業者等)

※再委託等を想定する場合は、業務実施体制に記載すること。

(イ) 本業務に類似または関連する業務を自ら実施または受託した実績がある等、本業務を完遂させることが見込めること(実績が分かる資料等をつけること)

※共同企業体(JV)の場合は構成員のいずれかが該当案件を持ち、その者が当該委託業務に参画している場合に限り実績と認める。

(ウ) 企画内容

(エ) 各取組間の連携、関係する機関や施策との連携について工夫され、効果が見込めること。

(オ) 事業全体の設計およびスケジュール。

(3) 添付書類

ア 企業・団体等概要書(様式2)または企業・団体等の概要説明書(パンフレットやホームページ等でも可)1部

※共同企業体(JV)の場合は、構成員すべてについて提出すること。

(4) 概算見積書

ア 体裁および部数

体裁:A4 縦仕様 枚数は制限しない。

部数:1部

イ 作成上の留意事項

(ア) 概算見積書には、「(仮称)滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」準備企画業務委託 仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

(イ) 消費税および地方消費税を含むこと。

(ウ) 企業・団体等の名称、所在地住所、代表者名、担当者名があること。

(5) 社会政策推進面に係る関係書類(該当する場合のみ提出)

※共同企業体(JV)の場合、構成員のいずれかが該当する場合は提出すること。

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し 1部

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部

ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部

カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し 1部

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部

ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し 1部

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部

コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(ア)については、審査登録機関の証明書の写しを、(ア)以外については、認証、登録証の写し1部

(ア) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証

(イ) 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録

(ウ) 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダー

6 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

様式3の質問票により、電子メールのみで下記12に示す場所へ提出すること。

なお、電子メールを送付した場合は、受信の確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和8年7月31日(金曜日)17時まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和8年8月5日(水曜日)を目途に、質問者に電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに回答を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和8年8月10日(月曜日)17時まで

※ 時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

下記12に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

ア 持参の場合は、土曜日、日曜日を除く、9時から17時までとする。

イ 郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査概要

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(2) プレゼンテーション・審査会の開催

(ア)実施予定日

時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知する。審査会は当課および関係課において、5名の委員をもって設置する。

(イ)方法

提案内容をもとにプレゼンテーションすること。

(ウ)その他

企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

(3) 評価項目および評価点

提出された書類等をもとに、別添の評価基準で定められた評価項目および評価点により審査する。

(4) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加者に書面で通知する。

(5) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

(6) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

- (7) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内(土曜日および日曜日を除く。)に書面(任意の様式)によりイノベーション推進課に対して不採用の理由について説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内(土曜日および日曜日を除く。)に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、イノベーション推進課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

10 その他

- (1) 公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 委託料の支払は、精算払いとする。また、この業務委託の実施については、滋賀県財務規則が適用される。
- (6) 本事業の取組状況や成果等は、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (7) 事業の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しない。

11 関係様式

- 様式1 参加申込書
- 様式2 企業・団体等概要書
- 様式3 質問票

12 問合せ先

滋賀県商工労働部 イノベーション推進課 次世代産業創出係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL:077-528-3601 FAX:077-528-4876 E-mail:fd0003@pref.shiga.lg.jp